

再生可能エネルギー普及促進のための税制措置に関する報告書の概要

第1章 税制措置を検討する必要性

1 エネルギー政策の動向

- 平成24年9月に取りまとめられた「革新的エネルギー・環境戦略」では、グリーンエネルギーを最大限に引き上げることを通じて、原発依存度を減らしつつ、化石燃料依存度を抑制するとしているが、エネルギー基本計画の策定等については先送りにされた。
- 平成24年7月、固定価格買取制度が導入され、再生可能エネルギー発電能力は、11月末までの5か月間で今年度の導入目標である250万kwを超えた。
- 神奈川県では、平成23年9月に「かながわスマートエネルギー構想」を公表し、「創エネ」、「省エネ」、「蓄エネ」の三つの取組を総合的に進めている。

2 再生可能エネルギー普及促進の公益性

- 我が国では、エネルギー供給の安定化及び地球温暖化防止等の観点から、再生可能エネルギーの普及促進が課題となっていることに加え、東日本大震災に伴う電力需給の逼迫を受け、「安全・安心な電力の安定供給」が喫緊の課題となっている。
- 「安全・安心な電力の安定供給」を実現するためには、分散型エネルギーシステムを構築するとともに、省エネを推進し、エネルギー需給構造を抜本的に改革することが重要である。
- また、将来的には、「エネルギーの最適供給」を実現し、低コストで安全・安心なエネルギーを安定供給できるシステムを構築するため、街づくりと一体となった新たな分散型のエネルギーシステムを構築することが必要である。
- こうした「安全・安心な電力の安定供給」や「エネルギーの最適供給」に向けた取組は、広く社会一般の利益（公益）を増進すると認められるため、この公益を実現するための手段として税制措置を検討することは十分に意義がある。

3 税制措置を検討する必要性

- 再生可能エネルギー普及促進や省エネ対策のためには、経済的負担軽減などのインセンティブを与える必要があり、また、街づくりと一体となったエネルギーインフラの整備に地方自治体が関与する場合には、そのための財源を確保する必要がある。このため、政策税制及び財源確保の両面から検討を行う。
- 国における税制改正の議論が進まない場合も考慮して、「課税自主権の活用による神奈川県独自の税制措置」についても検討を行う。

第2章 政策税制（税の軽減）

1 国の政策税制の現状

- 再生可能エネルギーや省エネに関する国の政策税制は、①住宅の省エネ改修工事を行った場合のリフォーム減税、②認定低炭素住宅を取得した場合の特例、③事業者が太陽光発電設備等を取得した場合のグリーン投資減税等が措置されている。
- 平成25年度税制改正要望においては、新たなエネルギー政策等の観点から、これらの政策税制の拡充が要望されている。

2 国税・地方税を通じた政策税制（法改正によるもの）

(1) 中間報告における検討

- 当面の課題が「安全・安心な電力の安定供給」であることを踏まえ、再生可能エネルギーの普及促進や省エネの強化に優先的に取り組む必要がある。

○ 税制措置の検討に当たっては、こうした施策の優先順位や実現可能性を踏まえ、現行の政策税制をベースに、次の三つの政策税制案を提案した。

- ① リフォーム減税の拡充
- ② 新築認定低炭素住宅に係る特例措置の見直し
- ③ グリーン投資減税の拡充

(2) 本報告における検討

- 「革新的エネルギー・環境戦略」や固定価格買取制度の導入など、中間報告後の国の動向を踏まえながら、中間報告で提案した政策税制案の見直しを行う。
- 「革新的エネルギー・環境戦略」では、住宅等の省エネに向けた施策や、地域主導の再生可能エネルギーの導入加速化の支援が示されており、これらの施策は、中間報告において政策税制の対象とした施策と方向性が一致している。
- 固定価格買取制度の導入により、再生可能エネルギーの発電能力は伸びているが、一層の加速化を図る必要があるため、税制面での支援を充実させる必要がある。
- 中間報告における「②新築認定低炭素住宅に係る特例措置の見直し」については、既築住宅もその対象に加える。
- 以上のことから、次の政策税制案（法改正によるもの）を提案する。

対象施策	基本的な考え方	政策税制案
既築住宅への太陽光発電設備の導入や省エネ改修の促進	現行の省エネ改修工事に係る所得税の税額控除（リフォーム減税）について、個人住民税、贈与税及び固定資産税においても軽減を行う	【リフォーム減税の拡充】 ・省エネ改修工事費用について個人住民税からも控除する ・資金贈与に係る贈与税の非課税限度額を拡大 ・固定資産税を軽減
太陽光発電設備や高い省エネ性能を有する住宅の取得促進	・質の高い住宅を取得した場合のインセンティブ効果を一層発揮できるようにするため、現行の「新築住宅の特例」を抜本的に見直す ・認定低炭素住宅の取得について、贈与税、不動産取得税及び固定資産税においても軽減を行う	【認定低炭素住宅に係る特例措置の見直し】 ・新築の認定低炭素住宅の取得に対し、贈与税、不動産取得税及び固定資産税に係る「新築住宅の特例」の特例割合を見直した上で、認定低炭素住宅に対しては一般住宅よりも高い水準の特例を設ける ・既築家屋の改築等により認定低炭素住宅の認定を受けた家屋についても同等の特例を設ける
事業用再生可能エネルギー設備の導入促進	設備に関する優遇措置は、「グリーン投資減税」が拡充されたことを踏まえ、用地に対する優遇措置を新たに設ける	【グリーン投資減税の拡充】 メガソーラー等発電事業用地について、法人税、所得税、登録免許税、不動産取得税及び固定資産税を軽減

3 神奈川県独自の税制措置（課税自主権の活用によるもの）

(1) 神奈川県における施策

- 神奈川県では、個人住宅や共同住宅への導入補助や、メガソーラーの設置を検討する事業者と土地提供者とのマッチングを図るなど、太陽光発電設備の設置促進に重点的に取り組んでいる。
- また、ピークカットなどの省エネ対策にも取り組んでおり、「創エネ」「省エネ」「蓄エネ」の観点から、多面的なエネルギー政策を実施している。

(2) 税制措置における基本的な考え方

- 税制措置は、法改正により全国一律に導入されることが望ましいが、それまでの間は、神奈川県独自に税の軽減を実施することも検討すべきであり、その際には、施策の優先度や普及促進効果について考察する必要がある。

(3) 税制措置の検討

- 神奈川県における施策の優先度を勘案し、①住宅における太陽光発電設備の設置や省エネ化、②メガソーラーの誘致を税制措置の対象とする施策として抽出する。
- 不動産取得税は、不動産取得の事実に着目して課税する資産課税であり、住宅政策等に基づき多数の特例が措置されていること、県の政策判断に基づき独自に仕組めることから、政策税制の対象税目としては適当である。
- 以上のことから、次の二つの神奈川県独自の政策税制案を提案する。

対象施策	認定低炭素住宅の普及促進	メガソーラー等の導入促進
税目	不動産取得税	
対象不動産	新築の認定低炭素住宅又は改築等により認定低炭素住宅の認定を受けた家屋	メガソーラー等の発電事業を行うために取得した用地
軽減割合	税率又は税額の2分の1（不均一課税又は減免）	
適用期間	時限措置	
減収影響	約7,000万円（単年度）	単年度ベースの算出は困難

第3章 財源確保のための税制措置

1 再生可能エネルギー施策に地方自治体が関与する意義

- 今後、電力自由化等の進展に伴い、電気料金が総括原価方式から自由化されると、事業者は短期的に採算性のない事業への進出には慎重になると想定される。例えば、風力発電等の発電適地は限定されており、既存の送電線が周辺に存在しない場合が多いため送電線の整備が必要となるが、民間事業者のみでは採算性の面から限界がある。
- 更に、将来的な課題として、再生可能エネルギーや廃熱等の効率的な利用も含め、エネルギーの最適供給を実現するためには、地方自治体が行う街づくりと一体となったエネルギーインフラの整備が必要である。
- 以上のとおり、エネルギーの最適供給を実現する公益性などを踏まえると、地方自治体が再生可能エネルギー施策に関与することは意義がある。

2 財政需要

(1) 当面の財政需要

- 地方自治体では、再生可能エネルギー導入や省エネ対策等の施策を展開しており、今後、集中型から分散型のエネルギーシステムへと転換していく中で、地方自治体による支援が一層重要になると考えられる。

(2) 将来的な財政需要

- 「革新的エネルギー・環境戦略」では、地域間・地域内の送電網の増強に対して政策的支援を行うとしている。また、将来的に、熱の有効活用を含めたエネルギーの最適供給を実現するためには、街づくりと一体となったエネルギーシステムを構築する必要があるため、地方自治体による公的支援が求められるなど、一定程度の財政需要が発生すると想定される。
- 現時点では、エネルギー政策の全体像が明らかでないため、将来的な地方の財政需要を明示することはできないが、将来的に財政需要が高まることも想定しておくべきである。

3 国税・地方税を通じた税制措置（法改正によるもの）

(1) 中間報告における検討

- 当面実施される再生可能エネルギー施策のための財源を確保するために、まずは、現行のエネルギー関係税の用途の組替えで対応する案を提示した。
- 将来的に、街づくりと一体となったエネルギーインフラの整備などの施策を展開することにより、「地域におけるエネルギーの安定供給」や「エネルギーの最適利用」などの便益がエネルギー利用者にもたらされると想定される。こうした施策を推進するためには、財源を確保する必要があることを踏まえ、受益に応じてエネルギー利用者に負担を求めていくエネルギー課税の方向性を提示した。

(2) 本報告における検討

- 現時点において、エネルギー政策における地方自治体の役割は示されておらず、また、将来的に、街づくりと一体となったエネルギーインフラの整備による便益がその地域に発生すると想定されるが、エネルギーごとの受益の程度などについて明示することはできない。
- そこで、地域住民に受益をもたらす得るエネルギーを列挙した上で、賦課徴収事務の効率性や課税技術上の観点から検討を加え、地方税として仕組むことが理論上可能なエネルギーの選択肢を提示する。
- これまで、当研究会では、地球温暖化対策の観点から環境税の研究を行い、平成22年6月に「環境税及び自動車関係諸税のあり方に関する中間報告」を取りまとめた。ここでは、電気・ガス・軽油・重油については、地方税として導入することが可能であると指摘した。
- この研究成果を踏まえると、電気・ガス・軽油・重油に対する課税は理論上可能であるが、再生可能エネルギー施策に係る財源確保のため新税を導入する場合は、エネルギー相互の代替性を考慮しながら、エネルギーごとの受益と負担の関係が明確になるよう慎重に制度設計を行うことが必要である。

(3) 税制措置案

- ① 当面の財源確保策＜現行のエネルギー関係税の用途の組替え＞
 - 電源開発促進税の税収を地方の再生可能エネルギー施策の財源に組み替える
 - 地球温暖化対策のための税の一部を、地方の再生可能エネルギー施策の財源に充てるため譲与税化する
- ② 将来的な財源確保策＜エネルギー課税の検討＞
 - 受益者負担の考え方に基づく新税の創設等により、エネルギー利用者に対し受益に応じた負担を求めていく
 - 賦課徴収事務の効率性や課税技術上の観点からは、電気・ガス・軽油・重油を課税対象に、地方税として導入することが理論上可能である

4 神奈川県独自の税制措置（課税自主権の活用によるもの）

- 神奈川県では、現時点では、独自の財源確保策を検討すべき財政需要は発生していないが、将来的に、既存財源での対応が困難となるような財政需要が発生することも想定し、新たな費用負担のあり方を検討する。
- 神奈川県が独自課税を行う場合には、超過課税又は法定外税の方法により、エネルギーに対して課税することが考えられるが、いずれの方法であっても、受益と負担の関係を明確化する必要がある。また、検討を行う時点での社会経済情勢、県民や企業に与える影響等を勘案するなど、慎重な制度設計が求められる。